

公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関する協定書（骨子）

交野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 晋栄福祉会（以下「乙」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条に基づき、設置する公私連携幼保連携型認定こども園（以下「当該認定こども園」という。）について、認定こども園法に定めるもののほか、必要な事項について協定（以下「本協定」という。）を締結する。

総則

○乙は、当該認定こども園の運営に当たっては、各種関係法令を遵守し、適正な運営を図るとともに、甲ほか関係機関の指示・指導を遵守し、かつ本協定に基づいた運営を行うこと。

名称及び所在地

○本協定の目的となる認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
（仮称）あまだのみやちどり認定こども園 （以下「現園」という。）	交野市私市1丁目29番1号
（仮称）あまだのみやちどり認定こども園 （以下「新園」という。）	交野市森南2丁目436-1 他 （住居表示未実施）

開園年月日

○現園の開園の日は、令和2年4月1日とし、新園の開園の日は、令和3年4月1日とする。なお、現園は、新園が開園する日の前日をもって閉園する。

教育及び保育等に関する基本的事項

- 市立第1認定こども園をはじめ公立園で実施する教育及び保育等を踏襲。
 - ・教育・保育計画の作成
市立第1認定こども園の指導計画との継続性に配慮
 - ・開園時間等
- 利用定員等
 - ・現園の利用定員は、現第1認定こども園の利用定員を基本。
 - ・新園の利用定員は、甲が示す想定認可定員（210人）を踏まえ、法人の申請により甲が決定。
- 職員の配置
 - ・満1歳以上（2歳児クラスになるまで）の園児については、園児おおむね5人につき1人の職員を、満3歳以上満4歳未満の園児については、園児おおむね15人につき1人の職員を配置。
 - ・看護師を配置。
- 教育・保育事業等
 - ・次の教育・保育等を開園当初から実施。
 - ◇ 産休明け保育（産後8週経過日が属する月の翌月）
 - ◇ 延長保育（1時間以上）
 - ◇ 一時預かり事業（幼稚園型）
 - ◇ 子育て支援事業（認定こども園法施行規則第2条第2項）
 - ◇ 特別支援教育・障がい児保育
 - ◇ 子育て相談及び地域交流活動等、地域の子育て支援
 - ◇ 小学校との連携・接続に係る取組み
 - ◇ 1号認定こどもについて、利用定員を超える場合の選考については、抽選により行うこと。
- 給食に関すること
 - ・直営の自園調理方式による給食を実施。
- 行事
 - ・市立第1認定こども園で実施していた年間行事については引き続いて実施することを原則として、三者協議会等で協議。
- 支援を要する園児及び保護者への対応について
 - ・支援を要する障がい等のある園児及び保護者への対応については、園内支援体制を整備し、甲の子育て支援課など関係機関と連携して取り組むこと。
- 保護者からの費用徴収等に関すること
 - ・物品やスモッグなどについて、市立第1認定こども園からの継続園児は、原則、引き続き使用することとし二重の負担とならないように配慮。
 - ・保育料以外の保護者負担については、原則、市立第1認定こども園の水準を上回らないこと。新たなサービス等に伴う経費については、三者協議会で保護者の理解を得ること。

必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

- 甲は、乙が現園を運営するに当たり、甲が賃借する土地及び所有する建物（付帯設備、遊具等を含む。）を乙に無償で貸し付け、別途、甲と乙との間で、使用貸借契約を締結する。
- 新園については、乙において園舎建設等の整備を行う。
- 甲の所有する新園の土地を乙に無償で貸し付け、別途、甲と乙との間で、使用貸借契約（10年契約）を締結する。
- 甲は、乙が新園を整備するに当たり、国の補助制度に基づき、甲の予算の範囲内で補助を行うこと。

協定の有効期間

- 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、その後の有効期間については、甲乙協議したうえで決定すること。

協定に違反した場合の措置

- 甲は、認定こども園法に基づき、乙が正当な理由なく本協定に定める教育・保育等を行っていないと認めるときは、乙に対し、本協定に従って教育・保育等を行うことを勧告することができる。また、乙が当該勧告に従わない場合は、公私連携法人としての指定を取り消すことができる。

その他

- 引継ぎ
 - ・現園を運営するに当たり、甲乙間で行う保育等の引継ぎについては、第1認定こども園から継続して現園の保育に従事する職員の配置状況等を踏まえ、甲の定める方法により行うこと。
 - ・甲及び乙は、本協定による教育・保育を適切に実施するため必要と認めるときは、開園後に当該認定こども園へ甲の職員を派遣する等により、当該認定こども園の安定的な運営を図ること。
- 三者協議会
 - ・当該認定こども園の開園後の行事や保育料以外の徴収金等について協議するため、甲、乙及び当該認定こども園（開園前にあっては、市立第1認定こども園）の保護者代表者で構成する三者協議会を設置する。
- 評価及び検証
 - ・乙は、次に掲げる事項を実施し、その結果を、運營業務に反映するよう努めること。
 - ◇ 新園の開園後2年目における福祉サービス第三者評価の受審
 - ◇ 保護者アンケート実施等、甲との協働による教育及び保育等の評価並びに検証の実施